

仕 様 書

この仕様書は、診察券発行機（以下「機器」という。）の購入及び納品について適用する。

1 品名及び数量

品 名	数 量
診察券発行機	1式

2 規格その他

以下のいずれかとし、機器の搬入、据付、調整等を含む。

品 名	規 格	メーカ-	数 量
診察券発行機	NBS9300E	ドットウェル	1台

又は

品 名	規 格	メーカ-	数 量
DC280M 診察券発行システム	DC280PM	日本データカード	1台

3 機器詳細

- ① 医事会計システムとのオンライン接続で、要求された患者の診察券を自動発行できること。
- ② 発行するカードは、患者ID番号・カナ氏名・生年月日・性別を凹凸のあるエンボス刻印し病院指定のカードが使用できること。
- ③ 現行の診察券と磁気エンコード内容の互換性が保たれていること。
- ④ インพุットホッパーに 200 枚程度の診察券を装填できること。
- ⑤ アウトプットレイは 30 枚程度収容可能なこと。
- ⑥ 発行処理速度は、約 20 秒/枚以内であること。
- ⑦ Hi-Co/Lo-Co の磁気テープの書込みに対応していること。
- ⑧ 本体ディスプレイにエラーメッセージを日本語で表示できる機能を有すること。
- ⑨ 収容活字数は 68 文字以上であること。
- ⑩ 活字は次の活字を収容していること。また、新元号対応可能であること。
数字：10文字 0～9
カナ：48文字 ア～ン、ヲ、ゝ、ゝ
英字：5文字 F、H、M、S、T
記号：4文字 ー、／、..、)

4 一般的条項

- ① 医事会計システム(富士通製 HOPE/X-W)とデータ連携について必要となる費用は全て受注者が負担すること。
- ② 受注者は、機器の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、発注者に連絡を行い協議すること。
- ③ 機器を発注者に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- ④ 受注者は、機器の引き渡しの際、次の書類を提出すること。
ア 機器の構造、機能及び取り扱いに関する説明書
イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表
ウ 機器の操作(リボン交換、カード詰まり等の保守操作を含む)に関する説明書
- ⑤ 新品・未開封のものを納品すること。
- ⑥ 担当者の指示に従って搬入・据付・調整をすること。

- ⑦ 設置する機器の接続テスト、及び機能テストは必ず発注者の立ち会いのもとに行い、その評価を受けること。
- ⑧ 関係職員に対して、操作説明を行うこと。
- ⑨ 本稼働においては、問題なく運用できるまで本機器システム担当者が立ち会うこと。
- ⑩ 障害対応は、発注者からの連絡先が一本化しており、平日の外来診療業務時間帯においては、連絡可能な問い合わせ窓口を設け、障害等に対して迅速に対応できる体制であること。
- ⑪ 保守契約の有無に関わらず、保証期間、及び保証期間経過後に本機器を使用する限りにおいて医事会計システムの障害の際は、本機器の故障が原因でないと特定できるまで、医事会計システムの復旧に関し、医事会計システム保守業者、発注者と相互に協力し発生する作業については協力すること。

5 納入期限

平成30年 3月30日(金)

6 納入場所

広島市中区基町7番33号 広島市立広島市民病院 東棟1階 (担当:戸山)

連絡先:広島市立広島市民病院事務室医事課 082-212-3228(直通)

7 検査及び引き渡し

受注者は、納品及び調整完了後、速やかに事務室用度係に連絡し、発注者の指定する者の検査を受け、機器の引き渡しを行うこと。

検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り換え等に要する費用は、全額受注者の負担とする。

8 保証期間

本機器検査受領後5年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取り替えるものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、発注者と協議のうえ決定することとする。